

人的控除の種類および概要

		改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高104万円 合計所得金額489万円以下:104万円 489万円超655万円以下:67万円 655万円超2,350万円以下:62万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 所得税:2,350万円超から 住民税:2,400万円超から 控除額が通減
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高48万円	最高38万円	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—
	特定扶養親族	昭和63年 (1988年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
特 別 な 人 的 控 除	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
	特定親族特別控除	令和7年 (2025年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高63万円	最高45万円	—
	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が62万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	38万円	33万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額89万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

(注) 令和8年度改正後